

生	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			

生 企 第 3 5 6 号  
令 和 6 年 3 月 1 3 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

万引き被害防止啓発指導者「マンボウマイスター」の運用終了について  
見出しについては、「万引き被害防止啓発指導者「マンボウマイスター」運用について」（平成31年3月6日付け生企第454号、以下「旧通達」という。）に基づき運用していたところであるが、本年3月31日限りで運用を終了するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、万引き防止対策については、「万引き防止に向けた総合的な対策の強化について」（令和6年3月13日付け生企第355号）で指示しているとおり、店舗における防犯対策として万引きをさせない環境構築を引き続き推進されたい。

また、旧通達は廃止する。

担当：生活安全企画課  
犯罪抑止対策係